

令和8年度

「中央区の森」における森林保全活動事業助成

募 集 案 内

中 央 区

## 1. 対象者

助成対象事業を行う次のいずれかに該当する法人又は団体

- (1) 区内に事務所又は事業所を有する法人
- (2) 次の要件を満たす団体
  - ア 主に区内で活動していること
  - イ 助成金交付申請の時点において、現に引き続き1年以上の活動実績を有すること
  - ウ 定款、規約又はこれらに類するものを有し、団体の活動を適正に行える組織が確立していること

### 【注意事項】

- ・助成対象事業実施にあたっては、原則として10人以上の従業員又は構成員の参加が必要です。
- ・東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）第二条五号により規定される規制対象者を含む団体は対象となりません。

## 2. 対象となる事業

「中央区の森」において行う、次に掲げる森林保全活動

- (1) 間伐
- (2) 間伐材の運出し
- (3) 下草刈り
- (4) 植樹
- (5) 作業路整備
- (6) その他、区が必要と認める事業

### 【注意事項】

- ・区で決定している森林保全計画に則った作業を行っていただくため、ご希望に沿えない場合があります。
- ・作業を実施する際には、原則現地の指導員の指示に従っていただきます。
- ・植樹するための苗木の樹種は、区が認めたものに限りします。

## 3. 助成金額

助成対象事業の実施日の往復に係るバスの借上げに要する費用と、森林保全活動の指導に対する謝礼金の総額（税抜き）の3分の2とし、15万円を限度に助成します。

### 【注意事項】

- ・助成金は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとします。
- ・助成金は、森林保全活動事業実施後に交付します。
- ・助成回数は、1会計年度につき1回とします。

#### 4. 申請書類

以下の書類をご提出ください。

- (1) 助成金交付申請書（指定様式）
- (2) 助成対象経費に係る見積書の写し
- (3) 会社概要書（事務所又は事業所の所在地が確認できるものに限りませ。）  
※団体の方は、対象者の要件を満たしていることが確認できる書類
- (4) その他、区が必要と認める書類

#### 5. 実施報告書の提出

助成対象事業終了後、20日以内に事業についての実施報告書（指定様式）と、助成対象経費に係る領収書の写しを提出してください。

実施報告書の提出後に、助成金交付額確定通知書を送付します。

#### 6. 助成金の請求

助成金交付額確定通知書を受けてから10日以内に助成金交付請求書（指定様式）を提出してください。

#### 7. 助成決定の取り消しについて

次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が支払われているときは、返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 偽りの申請、その他不正な手段により助成金交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金交付の決定内容、その他法令又は要綱の規定に違反したとき
- (3) 事業実施内容と申請に相違があったとき（ただし、区がやむを得ないと判断した事情による場合は除く。）
- (4) 助成決定事業を実施しないとき

#### 8. 募集内容

##### (1) 受付期間

令和8年4月1日（水）から10月30日（金）まで [閉庁日を除く]

午前8時30分から午後5時まで [正午から午後1時までを除く]

##### (2) 事業実施対象日

令和8年5月から11月まで（冬期は原則対象外です。詳しくはご相談ください。）

※区のイベント及び現地の森林保全活動指導員の都合等により、ご希望に沿えない場合があります。

(3) 募集团体数

3団体

※なお、申し込みは先着順とさせていただきます。

(4) 最少催行人数

10人 ※30人以上になる場合はご相談ください。

(5) 申し込み方法

電話または窓口でお申し込みください。

(6) 申し込み・問合せ先

中央区役所 環境土木部環境課ゼロカーボン推進係（区役所7階）

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3546)5654

## 受付から助成金交付までの流れ

